

鶴岡市農業委員会第5回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年 4月12日(月) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 石井 光明 2番 渡部 長和 3番 小林 義一 4番 佐藤 みほ 5番 工藤 久子 6番 大沼 恒司 7番 高橋 好博 8番 金野 匡良 10番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1番 森 秀弘 2番 石川 守 3番 齋藤 功 4番 井上 佳奈子 5番 碓氷 伸 6番 齋藤 力 7番 高橋 聡 9番 高橋 文雄 10番 前田 浩 12番 鈴木 聡 13番 伊藤 由紀子 14番 亀井 龍夫 15番 清野 吉喜
遅参委員	1番 森 秀弘推進委員
早退委員	なし
欠席委員	9番 新館 登委員 8番 丸山 伸一推進委員 11番 佐々木 貢昌推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 専門員 伊藤 豊 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 柊士 羽黒分室調整主任 匹田 久雄 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日、欠席の委員は、9番 新館登委員、8番 丸山伸一推進委員、11番 佐々木貢昌推進委員より、遅参は1番 森秀弘推進委員より届出がなされています。早退はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第5回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議事録署名委員を1番 石井光明委員と、2番 渡部長和委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
議 長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明額について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明額について≫
議 長	ありがとうございます。3条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告をお願いします。9番 高橋文雄推進委員
9 番 推進委員	9番高橋です。現在、三千刈の■■さんが水稻の作付けをしているところで、適切に日頃から管理している場所であることを報告いたします。
議 長	買受適格証明なので、農地を取得できるかという審査になります。その件に関してはいかがでしょうか？
9 番 推進委員	申請人は法人ということで、私の方では確認はしておりませんので、どんなものでしょうか。事務局の方で回答をお願いしたいと思います。
議 長	それでは事務局の方でお願いします。
事 務 局	初めに、feファームですが、田を3町5反、畑5反、樹園地1反程耕作し、主に障がい者等を雇用しております。米作は田が1町2反、畑は54町歩程を耕作し、経営規模の拡大ということで野菜や米等の加工販売を行っております。どちらも農地の取得については問題ありません。
議 長	農地の取得については、両会社とも問題ないということがわかりましたので、それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第1号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明額について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	議案第 1 号、農地の競売（公売）に対する買受適格証明願について、原案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	（説 明）《議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	ありがとうございます。3 条案件ですので、現地調査の報告をお願いします。 5 番 工藤久子委員
5 番 委 員	5 番工藤です。藤 1 の件について報告いたします。この土地は親子間の再設定ということですが、基盤整備の時に余った部分を寄せた土地でありまして、一枚の田をみんなで分けて所有している状況です。集落で代表者が耕作してそれを配分するような格好で作っているような土地であり、間違いなくきちんと耕作していたことを確認して来ましたので、報告いたします
議 長	ありがとうございます。それでは 9 番 高橋文雄推進委員
9 番 推進委員	9 番高橋です。4 月 6 日午後 5 時から事務局 2 名、佐久間委員、私の 4 名で現地を確認しました。櫛 1、櫛 2、櫛 3 の順で説明させていただきます。櫛 1、現在の耕作者から買受の申出があったもので、受け手は認定農業者であり、水稻の他、柿やそばを栽培している方です。櫛 2、受け手は認定農業者であり、隣地を耕作している方です。櫛 3、親子間の貸借であり、すべての農地をきちんと耕作しております。 以上、3 件すべて農地法第 3 条第 2 項各項には該当していないことを報告いたします。
議 長	ありがとうございます。13 番 伊藤由紀子推進委員
13 番 推進委員	13 番伊藤です。4 月 5 日、9 時より農業委員 2 名、推進委員 3 名、事務局 2 名、計 7 名で確認しました。朝 1 について、自作地相互の交換を行うために現在の耕作者に無償譲渡するものです。すでに耕作している農地であり、認定農業者として地域で農業を頑張っている方です。朝 2 について、農地所有者が相続した農地を隣地の所有者に無償譲渡するものです。譲受人の■■■■■さんは旧鶴岡市内に住んでいますが、父親の■■■■■さんが朝日の本郷に住んでおり、休日は親子で農業を営んでおります。無償譲渡された農地には、山菜を栽培する予定です。軽トラック、草刈り機を所有しており、トラクターもリースにより使用しております。朝 3 について、農地所有者が相続した農地を近くで耕作している農業者へ貸し付けるものです。受け手の■■■さんは山ぶどうの生産者であり、借り受けた農地にも山ぶどうを栽培する予定です。軽トラック、草刈り機、動粉機を所有しており、トラクターをリースにより使用しております。 以上 3 件すべて、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを報告いたします。
議 長	ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	（ 発言者なし ）
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決をおこないます。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	（ 全員賛成 ）
議 長	全員賛成により、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局	(説明) ≪議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について≫
議長	ありがとうございます。4条案件ですので、現地調査の報告をお願いします。 9番 高橋推進委員
9番 推進委員	9番 高橋です。ここは鈴木農園として管理整備している所です。申請人の■■さんはお婿さんで鈴木農園の家族であります。この施設は道路沿いに観光さくらんぼ園を整備するということで、道路には公共の上下水道が完備されているので、ここに設置を希望されました。その周りは果樹園畑で、隣接する農地には悪影響を及ぼす可能性はなく、全く問題のないことを報告いたします。
議長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結して議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については原案通り決しました。続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。
事務局	(説明) ≪議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議長	ありがとうございます。これは5条案件になりますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。9番 高橋推進委員
9番 推進委員	9番高橋です。4月6日に現地確認を行いました。取得する農地は八幡神社の社務所の隣、西側になりますが神社とつながっておりまして、周りにある農地には悪影響を及ぼす恐れも問題もないということを確認しましたので、報告いたします。
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。7番 高橋聡推進委員
7番 推進委員	7番 高橋です。防風林の植樹ということで、神社側は問題ないと思いますが、神社の反対側の農地の所有者に対しての了解はどのような状況ですか。また、この農地への影響はどうなりますか。
議長	9番 高橋推進委員、説明をお願いします。
9番 推進委員	9番 高橋です。西側では現在、水稻の作付けをしており、この八幡神社は下山添地区の神社で、地元の方が昔から管理している所であります。この八幡神社と社務所の間、若干ですがここだけ防風林が植え付けられていない状態です。社務所の裏側と神社側は木が植えられていて、防風林の役目を充分成している所であり、防風林がないのはこの一部だけなので、この農地に影響はないと確認しております。
議長	7番 高橋推進委員いかがでしょうか。
7番 推進委員	風は西風だけではなくだし風も吹くので、枝等の被害などを心配したのですが、現在防風林が立っているということなら大丈夫だと思います。
議長	他にありませんか。ないようですので、質疑を終結し、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について原案通り決しました。続きまして議案第 5 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 5 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について≫
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発 言 者 な し)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 5 号農用地利用集積計画 (案) の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全 員 賛 成)
議 長	全員賛成により、議案第 5 号農用地利用集積計画 (案) の決定については、原案通り決しました。以上で本日の審議はすべて終了いたしました。続きまして、農業者年金の裁定請求について 事務局より報告をお願いいたします。
事 務 局	(説 明) ≪農業者年金の裁定請求について≫
議 長	報告事項ではありますが、みなさんご質問はありませんか。ないようですので、これもちまして、第 5 回 東部農地部会を閉会いたします。
	閉 会 午前 10:25
議 長	<p>議 長 _____ 佐久間 豊 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 石 井 光 明 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 渡 部 長 和 _____</p>